

令和3年1月25日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第77号）

【ポイント】

○オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、陸路の国境封鎖を2月1日（月）午後6時まで延長する旨発表しました。

○オマーン保健省関係者は、オマーン入国者は8日目のPCR検査を拒否して14日間の隔離措置を選択することはできないと述べました。

【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 1月24日、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、1月18日午後6時から1週間行っている陸路の国境封鎖を2月1日（月）午後6時まで延長する旨決定、発表しました。同委員会は多数の国における変異種の感染事例の増加を注視しており、状況に応じて適切な措置を実施するとしています。

2 同24日、報道によれば、オマーン保健省関係者は、オマーン入国者は、8日目のPCR検査を拒否して14日間の隔離措置を選択することはできず、7日間の隔離措置と8日目の再検査が義務であり、再検査の結果が判明するまでは隔離措置を継続しなければならないと述べました。ただし、感染者との接触者の隔離期間については14日間であるとしています。

オマーン保健省は、同21日付けのツイッターで、オマーン入国者の空港到着時の所要手続きについて、フローチャートを掲載しています。以下のリンクをご参照下さい。  
<https://twitter.com/OmaniMOH/status/1352232482956042242>

3 1月18日～25日のオマーン保健省の発表を取りまとめると、17日に221件、18日に135件、19日に171件、20日に169件、21～23日に558件、24日に209件の新規感染を記録し、24日までの累積感染症例数は133,253件（死亡件数は1,522件、治癒件数は126,334件、治癒率95%）、24日の入院件数は92件（新規16件、ICU31件）です。

4 日本の厚生労働省からの情報によれば、入国時に出国前72時間以内の検査証明を提出できない帰国・入国者が散見されるとのことですので、ご帰国の際には、ご留意頂けますようお願いいたします。成田空港では、昨年8月3日から新型コロナウイルスの水際対策として、唾液を使った抗原検査の運用が開始されております。詳細は、以下のホームページでご確認下さい。

○厚生労働省成田空港検疫所ホームページ（成田空港から入国する際の検疫手続きについて）

[https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008\\_kensa-nagare.pdf](https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008_kensa-nagare.pdf)

○厚生労働省ホームページ（水際対策の抜本的強化に関するQ&A）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

5 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに（公共の場でのマスク不着用に対する罰金は100オマーン・リヤル）、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館までご一報ください。）

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－住所：Villa No.760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、  
Shati Al-Qurum

－電話：（+968）24601028

－FAX：（+968）24698720

－ホームページ：[https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>